

愛川町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町において農業経営に取り組む者（以下「農業者等」という。）が、経営の安定化を目的として収入保険に加入するにあたり、農業者等が負担する保険料の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、町内で農業経営に取り組む次に掲げる者をいう。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に本店又は主たる事業所を有する法人
- (3) 町内を主たる営農地とする、町外に住所を有する個人

2 この要綱において「収入保険」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）に規定する農業経営収入保険事業をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、収入保険に新規加入又は継続申請（以下「保険加入」という。）した農業者等であって、町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、保険加入により農業者等が負担する掛捨て保険料（保険料及び付加保険料の合計（以下「保険料等」という。））とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、農業者等が支払った保険料等の2分の1以内とし、5万円を限度とする。ただし、算出した金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付期間)

第6条 補助金を交付する期間は、申請初年度を含めた3年間を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収入保険に加入したことを証明できる書類
- (2) 保険料等の詳細が確認できる書類
- (3) 保険料等の支払いが確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、3月31日までとし、一年度につき1回を上限に申

請できるものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書(第2号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。